



“わたしたちの社協の一押し事業”



「福祉有償運送事業(送迎サービス)」の実施

／鋸南町社会福祉協議会

事業名：福祉有償運送事業（送迎サービス）
○具体的な内容・中身 ・ 1人で公共交通機関を利用するのが困難な高齢者、障害者等を対象とし、通院や買い物などの外出を支援する事業。 ・ 車両は公用車6台を使用。
○その事業を始めたきっかけ ・ 元々公共交通機関が十分に整備されておらず、移動制約者が多い地域であった。 ・ 介護は必要ないが、外出の足がなく困っているというニーズが非常に多かったため、事業整備に着手した。
○事業の特長、特に強調したい点 ・ 車両運転は、ボランティアの方々が活躍をしてくれている。 ・ 人によっては週4～5日も稼働してくれており、地域での支え合い、助け合いの最たる取り組みである。
○事業の財源と事業費の内訳、業務量（事務量、負担感・協力者の人数等） ・ 財源：利用料（400円（2km）＋50円／km）、登録年会費（1,000円）、社協一般会費 ・ 事務量：配車業務に関しては大変である。 ・ 協力者：運転ボランティア、介助ボランティア 14人
○事業の効果、住民・関係者からの評価 ・ 移動制約者の生活支援に非常に効果を発揮しており、住民からの感謝の声は多い。 ・ ボランティアを手配するため、事前予約制のシステムであることを事前に説明しているが、十分に理解してもらえていない方には、急に利用することができないという不満を聞くこともある。
○今後、同じような活動始めるに当たってのヒント・アドバイス ・ 「安価なタクシー代わり」という位置づけにならないよう、事業の対象者や運行目的等についてタクシー会社をはじめとする関係機関との十分な事前協議が必要。 ・ 事業内容を住民に周知し、理解してもらうようにすること。
この事業に関する問合せ先：鋸南町社会福祉協議会（担当：吉田）電話 0470-50-1174

（平成28年3月22日作成）



(送迎サービス)

福祉有償運送

福祉有償運送は、リフトなどを装備して車イスのまま乗れる車や、座席が回転して障がいのある方でも楽に乗り降りできる車などの『福祉車両』を使って、バスやタクシーなどの公共交通機関をひとりで利用することが困難な高齢者や障がいをもった方々の、移動の支援を行なうサービスです。

鋸南町社会福祉協議会では、従来から実施していたホームヘルパーやボランティアによる通院等の送迎サービスを、道路運送法第79条による登録を受け、**会員登録制による住民参加型の非営利事業**として実施しています。

利用会員とは . . .

次のいずれかに該当する方で、公共交通機関をひとりで利用することが困難な方。

- (1) 介護保険法に基づく「要介護」又は「要支援」の認定を受けている方
- (2) 身体障害者福祉法に基づく「身体障害者」
- (3) その他、肢体不自由、内部障害（人工透析等）、知的障害、精神障害、その他の障害を有する方



サービスを利用するには . . .

- ① あらかじめ申請をして、会員になります。【年会費1,000円】
※ 訪問調査があります。
※ 本人又は家族が鋸南町社会福祉協議会の会員であることが必要です。
- ② 原則として、利用する1ヶ月前から7日前までに利用の申込をします。
- ③ 利用の目的は、医療機関への通院や買い物などに利用できます。

社会福祉法人 鋸南町社会福祉協議会

運転ボランティア募集



☆新しい事始めませんか？

福祉有償運送（送迎サービス）

公共交通機関を、ひとりで利用することが困難な方の通院等をサポートします。住民参加型の非営利事業として実施しています。

笑顔

助け合い

出会い

送迎サービスを利用する方が増えています。運転ボランティアとして協力していただけますか？現在、定年退職者・主婦・仕事をお持ちの方など様々な方に、ご活躍いただいております。ご自分のできる範囲で、無理のないボランティア活動をお願いしています。

思いやり

支え合い

是非、あなたの力を貸してください！

お申込み・お問い合わせ

鋸南町ボランティアセンター

☎0470-50-1174

AM8:30～PM5:30 休業日（土・日・祝祭日）

